

朕陸軍航空審査部本部長ノ陸軍航空技術研究所長及陸軍航空工廠長ニ對スル區處ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年 十月 十三日

内閣總理大臣

陸軍大臣

勅令第五百九十二號

當分ノ内陸軍航空審査部本部長ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ關連スル事項ニ關シ陸軍航空技術研究所長及陸軍航空工廠長ヲ區處スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

戰局ノ要請ニ即應シ決戰航空兵器ノ迅速ナル戦力化ヲ圖ル爲陸軍航空審査部本部長ヲシテ之等兵器ノ審査、研究及試作改修業務ヲ一元的ニ統制推進セシムルノ要アルニ依ル

說明

戰局ノ要請ニ鑑ミ決戰航空兵器ノ迅速ナル戦力化ヲ圖リマス爲ニハ之等兵器ノ審査、研究及試作改修業務ヲ強力ナル統制下ニ一元的ニ促進スルコトカ絶對ニ必要テアリマス  
而シテ現在右ノ業務ハ陸軍航空審査部、陸軍航空技術研究所及陸軍航空工廠ニ於テ夫々分掌シ陸軍航空本部長指導ノ下ニ相互連繫シツ

ツ決戦航空兵器ノ戦力化ニ努メテ居リマスカ之等業務相互ノ關係ハ極メテ微妙複雑ナモノカアリ尚各官衙所在地ノ關係等モアリマシテ寧ロ之等兵器戦力化ノ核心タル陸軍航空審査部本部長ヲシテ之ニ直接關連アル研究及試作改修業務ヲ強力ニ統制推進セシムルヲ必要トスル狀況ニアルノテアリマス

右ノ目的達成ノ爲ニハ根本的機構改革ヲ行フコトカ最モ徹底セル方法テアリマスカ今直ニ之ヲ行ヒマスコトハ現戦局下諸般ノ見地ヨリ適當ナラサルモノカアリマスノテ當分ノ内臨時特例トシテ陸軍航空審査部本部長ノ陸軍航空技術研究所長及陸軍航空工廠長ニ對スル區處權ヲ認メラレ度イト存スルノテアリマス

但シ陸軍航空審査部本部長ノ區處事項ハ決戦航空兵器ノ戦力化促進ト各廳本來ノ任務遂行ノ關係ヲ律スル爲陸軍航空審査部本部長ニ一任スルコトナク陸軍大臣之ヲ定メントスルモノテアリマシテ本勅令施行後陸軍大臣ニ於テ定メントスル區處事項ノ案ハ別紙ノ通テアリマス

陸軍航空審査部本部長ノ陸軍航空技術  
研究所長及陸軍航空工廠長ニ對スル區

處事項（案）

一、陸軍航空技術研究所長ニ對スル區處事項

1. 陸軍航空審査部ヨリ陸軍航空技術研究所ニ委託セル審査ノ實施

例一 航空機、機体、プロペラ及之ニ關聯スル器材ノ設計審査、

基本審査竝ニ制式改正ニ關スル事項

例二 航空彈藥、航空化學兵器及之ニ關聯スル器材ノ設計審査、

基本審査竝ニ制式改正ニ關スル事項

2. 前號ニ直接關連スル研究業務

前號例一ノ場合

基本審査等ノ爲使用スル木製機ニ關シ其ノ構造、強化木接着  
劑ノ研究等審査促進上不可分ノ研究

前號例二ノ場合

特殊爆彈等研究完了セハ直ニ整備シ戦力化ヲ圖ルヲ要スルモ  
ノノ研究

二、陸軍航空工廠長ニ對スル區處事項

1. 戰訓ニ基ク改修ノ技術的事項

例一 夜間防空戰鬪ノ爲複座戰鬪機ノ武装強化ニ關スル改修要  
領ノ指導

例二 高々度戰鬪ノ爲某機種ノ裝備強化ニ關スル改修要領ノ指  
導

2. 審査ニ屬スル試作兵器ニ關スル技術的事項

例 特ニ戦力化ヲ急キ試作中ノ某機種ノ設計審査及基本審査ニ  
基キ改善ヲ要スル事項ノ技術指導

三、前各號實施ノ細部ニ關シテハ陸軍航空本部長之ヲ指示スルモノ  
トス

## 出典

JACAR（アジア歴史資料センター） [Ref.A03010157800](#)、陸軍航空  
審査部本部長ノ陸軍航空技術研究所長及陸軍航空工廠長ニ對スル區  
處ニ關スル件ヲ定ム（公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第六卷・  
官職六・官制六（陸軍省））（国立公文書館蔵）